

地域包括支援センターにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応方針（案）

（文書中用語）

法人：法人職員、市：介護保険課、基幹型：基幹型地域包括職員、
包括職員：自宅待機職員を含め地域包括職員
協力包括：協力体制にある地域包括職員

- ◎包括職員が感染もしくは濃厚接触（疑い含む）となった場合は、速やかに市・基幹型に一報を入れること。
- ◎同一の地域包括支援センターにおいて、複数の職員が入院や自宅待機等が必要となった場合には、包括業務の円滑な運営を維持するために下記のとおり対応する。

1. 基本的な考え方

- 1) 職員が出勤できない期間の包括業務が機能不全にならないように、市・基幹型と連携し、対策を講じること。
- 2) 住民からの相談受付にあたっては、原則として、包括職員以外の法人職員が代替要員として包括業務に従事する。
- 3) 包括職員復帰後の対応で間に合う案件は、復帰後の対応とする。

2. ステージごとの対応と連携の概要

ステージ1 （法人による対応）	法人で受付等初期対応を行う。 相談内容に応じて必要時には包括職員と連絡を取り、指示を受けて対応する。または、基幹型の助言により対応する。
ステージ2 （基幹型・市による応援）	法人内で業務が完結できない場合については、基幹型・市と連携して対応する。
ステージ3 （他包括の協力応援）	感染拡大等により、複数の包括支援センターや基幹型、市で機能制限が発生するなど、法人・市・基幹型だけで対応困難な場合には、より専門的な包括業務を補助する目的で、市が他の地域型包括職員に協力を依頼する。

3. 業務ごと・ステージごとの具体的な対応

ステージ 業務の種類	ステージ1 (法人の対応)	ステージ2 (市・基幹型による応援)	ステージ3 (他包括の協力応援)
総合相談業務 (代行申請含む)	①相談受付（電話・窓口）の対応。 ②①の対応において、必要に応じ、法人から包括職員へ連絡し、包括職員の指示により対応。 ③②までの対応では十分な対応ができない場合は、包括職員または法人より基幹型へ相談し、基幹型の指示を受ける。	④③までの対応で相談者への対応が間に合わないと判断した場合は、市・基幹型が訪問等対応。	⑤④において市・基幹型での対応が困難な場合には、協力包括へ連絡し協力調整。 ⑥市・基幹型から協力要請があった場合には訪問・電話相談を実施。
虐待ケース対応	①相談受付（電話・窓口）の対応。 ②法人より、包括職員へ連絡する。 ③包括職員（法人）は、基幹型へ相談する。	④基幹型より、地域・高年福祉課へ相談し訪問等、対応検討。	⑤地域・高年福祉課、基幹型が対応できない場合には、協力包括へ連絡し、協力調整する。 ⑥地域・高年福祉課、基幹型から協力要請があった場合には訪問・電話相談を実施。
会議・講座 自立支援ケア会議 ケアマネジメント支援会議 個別ケア会議 地域福祉ネット会議 多職種連携会議 家族介護者教室 認知症サポーター養成講座 健康教育 いきいき百歳体操の立ち上げ支援	①会議・講座関係の予定について、包括職員が法人に伝え、情報を共有する。 ②法人より関係各所へ連絡し、開催について調整する。 ③②までの対応において判断に悩む場合は、包括職員（法人）より基幹型へ相談する。 ※「認知症サポーター養成講座」については、必ず、基幹型の認知症地域支援推進員に連絡。	④基幹型・市は調整の上、関係各所へ連絡。 ⑤予定通り対応が必要な場合は、市と基幹型で調整し、分担して実施。	

業務の種類	ステージ	ステージ1 (法人の対応)	ステージ2 (市・基幹型による応援)	ステージ3 (他包括の協力応援)
介護予防ケアマネジメント (一部委託調整・暫定利用調整)	①相談受付（電話・窓口）の対応。 ②必要に応じて、法人より包括職員に連絡し指示を受ける。 ③法人より居宅介護事業所へ連絡し、ケアマネジメントの受託事業所を調整する。 ④居宅介護事業所のケアマネジャーにより相談者宅を訪問し、サービス導入を進める。 ⑤①～④の対応において対応困難な場合は基幹型へ相談して指示を受ける。	⑥基幹型は、法人をサポートする。	⑦⑥までの対応で、市・基幹型での対応が困難な場合には、協力包括へ連絡し協力調整。 ⑧市・基幹型から協力要請があった場合には業務を支援。	
介護予防ケアマネジメント (給付管理)	①請求書類の確認を行う。 ②請求データの作成（システム入力作業）。 ③作成したデータを法人で掃き出しし、国保連への伝送を行う。 ④①～③の対応において対応困難な場合は、包括職員へ連絡し指示を受ける。 ⑤①～④の対応において対応困難な場合は基幹型へ相談して指示を受ける。	⑥基幹型は、協力包括と相談し、法人をサポートする	⑦⑥までの対応で、市・基幹型での対応が困難な場合には、協力包括へ連絡し協力調整。 ⑧市・基幹型から協力要請があった場合には業務を支援。	

4. 包括業務システム取扱い権限について

従来	<p>包括職員のみが ID を保有し、操作権限を有する。</p> <p>【理由】 地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を確保する観点から、個人情報の取扱い権限は包括職員に限定し、担当圏域のデータに限定して取扱いが可能とした。</p>
----	--



今後	<p>地域包括支援センター管理者が認めた法人職員に対して ID を付与し、必要業務に関する操作方法を伝達する。</p> <p>【理由】 緊急時の相談対応、給付管理事務の取扱いに備えるため。但し、目的外の個人情報の閲覧・利用は個人情報保護の観点から禁止する。</p>
----	--